

議案第14号

宇治市水路使用料条例の一部を改正する条例を制定するにつ  
いて

宇治市水路使用料条例の一部を、次のとおり改正するものとする

。

平成31年2月20日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市水路使用料条例の一部を改正する条例

宇治市水路使用料条例（昭和49年宇治市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

使用の区分		単位	使用料
水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径又は幅が0.07メートル未満のもの	1メートル	140円
	外径又は幅が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1メートル	200円
	外径又は幅が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートル	220円
	外径又は幅が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートル	290円
	外径又は幅が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	1メートル	450円
	外径又は幅が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル	590円
	外径又は幅が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	1メートル	980円
	外径又は幅が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1,400円

	外径又は幅が1メートル以上のもの	1メートル	2,400円
露店、商品置場、材料置場その他これらに類するもの		1平方メートル	580円
通路用橋		1平方メートル	2,100円
電柱及びその支柱類		1本	3,500円
街灯添架電柱		1本	2,400円
電話柱及びその支柱類		1本	2,000円
街灯添架電話柱		1本	1,400円
公園、広場その他これらに類するもの		1平方メートル	1,000円

#### 備考

- この表に規定する使用料以外の使用料については、宇治市道路占用料条例（昭和49年宇治市条例第12号）別表の規定を準用する。
- 使用の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又は使用の面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、これらを1平方メートル又は1メートルとみなす。
- 使用料は、年額とする。ただし、露店、商品置場、材料置場その他これらに類するものに係る使用料は、月額とする。
- 年額の使用料を算定する場合において、使用の期間が1年未満であるとき、又は使用の期間に1年未満の端数があるときは、月割りによる。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月とみなす。
- 月額の使用料を算定する場合において、使用の期間が1月未満であるとき、又は使用の期間に1月未満の端数があるときは、1月とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇治市水路使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

水路の使用料に関する規定について、所要の改正を行うものであります。